

平成26年度第1回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成26年12月18日(木) 午前9時00分～午前10時00分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

第1号議案 東三河都市計画道路(1・4・1号名豊道路)の変更について(愛知県決定)(諮問)

第2号議案 東三河都市計画道路(3・5・13号金野御油線)の変更について(愛知県決定)(諮問)

第3号議案 東三河都市計画道路(3・6・407号大塚金野線)の変更について(豊川市決定)(付議)

第4号議案 東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)豊川市緑のリサイクルセンターの変更について(豊川市決定)(付議)

4 出席委員【14名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 岩崎正弥 井上純吉 熊谷直克
足立千恵子 田中みや子 伴正男 篠崎邦江 大桑兌行
各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

榊原洋二 波多野文男 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

浅井滋博 大谷光司 各委員

5 欠席委員【2名】

松下紀人 石川豊久

6 傍聴者数(定員10名)

2名

7 諮問及び付議依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

市長 山脇実

建設部長 荘田慶一

建設部次長 岡田光弘、鈴木高

都市計画課 岩村課長、田上課長補佐、
岩本計画係長、篠原主任、大澤技師、北河技術員

道路建設課 白井課長、井上課長補佐

清掃事業課 森下課長、尾崎課長補佐

名四国道事務所 伊藤事業対策官

午前 9時00分 開会

1 開会

(事務局：都市計画課長補佐)

生憎の天候でございますが、定刻となりましたので、はじめさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「平成26年度第1回都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしく願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立していることを申し上げます。

次に、次第を1枚おめくりいただき、委員名簿をご覧ください。本日の審議会は本年度初めての開催となります。新たに委員にご就任いただいた方がお見えですので、事務局から紹介させていただきます。

学識経験者の第1号委員としまして、熊谷直克様、大桑兌行様、市議会議員の第2号委員として、榊原洋二様、波多野文男様、また、関係機関の代表である第3号委員としまして、浅井滋博様、以上の皆様が、今年度新たに委員にご就任いただいた方々でございます。

なお、皆様の役職等につきましては、委員名簿にてご紹介させていただきます。また、本日の配席表も配付しておりますので、合わせてご覧ください。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。

つきましては、傍聴の皆様には、お配りしております「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは次第に基づき、審議に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

(市長)

改めましておはようございます。今日は12月の半ばで雪という大変状況が悪い中、また、今年も二週間余りという事で大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。また、日ごろから本市の都市計画行政に多大なご尽力をいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回の議案でございますが、1号から3号は関連議案でございます。あと4号議案という事で提案をさせていただきます。

今回の議案のひとつであります名豊道路は、名古屋市と豊橋市を結び、沿線の8市1町を通過する延長72.7kmの大規模バイパスでございます。国土交通省名四国道事務所により整備が進められています。今回の変更対象区間は「蒲郡バイパス」と呼ばれる区間でございますけれども、当該区間の整備により全線が一体となり、国道1号及び23号の交通混雑の緩和を図るとともに、東三河の臨海工業地帯と都市とを機能的に結びつけまして、物流の円滑化、土地利用の効率化等を図る上で非常に重要な路線となる所でございます。本市としましても、早期の開通に向けて推進していきたいと考えております。

また、緑のリサイクルセンターにつきましては、本市におけるごみの減量や再資源化を推進する上で非常に重要な施設と考えておりまして、関係する地域の皆様との話し合いを経て、早期の供用開始に向けた進捗が図られたため、今回の審議に至ったものでございます。

本日は各議案につきまして、皆様方の慎重審議、活発なご議論をいただきたく存じますので、よろしく願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(事務局：都市計画課長補佐)

市長は、この後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

～市長退席～

3 会長選出

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは、次第3にうつる前に、お手元の配付資料についてご確認させていただきます。

お手元には、A4版の次第、委員名簿、配席表、ホッチキス左止めとなっております審議会資料の冊子、A3版で右上に「別添資料1」と記載してあります資料、同じく「別添資料2」とあります資料、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令をご用意しております。過不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部長、建設部次長、都市計画課、道路建設課、環境部清掃事業課、国土交通省名四国道事務所が出席しております。それでは、次第3にうつります。本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、豊川市都市計画審議会運営細則第3条第1項の規定に基づき、新しい会長が決まるまでの間、前年度会長の大貝委員に仮の議長をお願いいたします。

(仮議長：前会長)

みなさんおはようございます、大貝です。それでは、今事務局から説明ありましたが本年度最初の会議という事で議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしく申し上げます。

それでは、次第3「会長選出」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは会長選出の方法について、ご説明いたします。会長職は本審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験委員の12名の皆様から選出していただくこととなります。選出の方法といたしましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第2条第4項において、「常任委員に異論がないときは、指名推薦を選挙とみなす方法」も規定されていることを加えさせていただきます。説明は以上でございます。

(仮議長：前会長)

ありがとうございました。それでは、会長選出の方法について決めたいと思います。ご意見がなければ、先ほど説明のありました運営細則第2条第4項の規定によって、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

ありがとうございます。「異議なし」との声がありましたので、指名推薦の方法で会長を決めたいと思います。早速ですけども、ご推薦をお願いいたします。

(A委員)

はい、議長。

(仮議長：大貝前会長)

はい、A委員どうぞ。

(A委員)

本年度も、前年度会長である大貝委員を推薦したいと思います。よろしくお願ひします。

(仮議長：前会長)

ただいまA委員より、「会長に私を」との発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

「異議なし」の声をいただきましたので、前年度に引き続き、私が会長を務めさせていただきます。

会長挨拶

(会長)

改めて、また、昨年度に引き続き今年度も会長という指名を受けましたのでなにとぞよろしくお願ひします。今年度の第1回の審議会となりますが、任期としては4月1日からの任期でみなさんおられて今日初めての委員会となりますが、あともう一回くらいあるのかもしれませんが。今年度の本審議会が円滑に運営されていくように努力してまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

4 会長職務代理者の指名

(会長)

それではお手元の次第に従いまして、次第4「会長職務代理者の指名」を行います。本審議会条例第6条第3項の規定によりますと、「職務代理者は学識経験委員のうちから会長が指名する」となっておりますので、岩崎委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

5 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、議事録署名人の指名を行います。本審議会運営細則第9条第2項の規定では、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」こととなっております。そこで、議事録署名人には、榊原委員と波多野委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

- 6 第1号議案「東三河都市計画道路（1・4・1号名豊道路）の変更について」（諮問）、
第2号議案「東三河都市計画道路（3・5・13号金野御油線）の変更について」（諮問）、
第3号議案「東三河都市計画道路（3・6・407号大塚金野線）の変更について」（付議）

(会長)

それでは、審議会資料に基づきまして、議事に入ります。本日の審議は、第1号議案から第4号議案となりますが、このうち第1号から第3号議案については、第1号議案に関連する案件となっているため、第1号から第3号議案まで連続して説明したい旨、事務局より申し出を受けております。議事を円滑に進めるため、そのような進め方いたします。

なお、説明及び質疑応答は一括して進行しますが、異議の確認・採決はそれぞれ個別に行います。

第1号議案「東三河都市計画道路（1・4・1号名豊道路）の変更について」及び第2号議案「東三河都市計画道路（3・5・13号金野御油線）の変更について」は、愛知県が決定する都市計画となります。愛知県から今回の変更案に係る豊川市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に「諮問」されていますので、本議案の審議を行うものです。

第3号議案「東三河都市計画道路（3・6・407号大塚金野線）の変更について」は豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

それでは事務局から議案の説明をお願いします。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案説明

(事務局：都市計画課長)

都市計画課長の岩村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは第1号議案から第3号議案の都市計画道路3路線の変更について、説明させていただきます。お手元「審議会資料」の表紙をはねていただいて、1ページをご覧ください

ださい。変更する都市計画道路の種類及び名称ですが、主たる変更対象としまして、東三河都市計画道路1・4・1号名豊道路、それに関連して変更するものとして、東三河都市計画道路3・5・13号金野御油線、東三河都市計画道路3・6・407号大塚金野線となります。

決定権者は名豊道路、金野御油線は愛知県、大塚金野線は豊川市となります。変更対象箇所的位置ですが、別添資料1、A3図面の1ページをご覧ください。主たる変更対象路線であります名豊道路は、市の南部に位置しまして、名古屋市と豊橋市を結ぶ延長約73kmのバイパスとなります。そのうち、豊川市内の延長は約10kmで、平成3年11月25日に当初の都市計画決定がされております。今回の都市計画変更の対象となる区間は、図面右下にあります豊川為当インターチェンジから蒲郡市との市境までの延長約6.6kmとなります。図面に赤の点線及び実線で示したものが当該路線であり、実線区間が今回ご審議をいただく、都市計画変更の対象区間となります。

また他の変更対象となります2路線は、図上の仮称金野インターチェンジとありますところから、金野御油線は北へ赤色で、大塚金野線は南へ緑色で、それぞれ点線で示しております。そして、変更対象箇所については、図上の仮称金野インターチェンジ付近となりまして、金野御油線は赤、大塚金野線は緑の丸でお示ししてあります名豊道路との交差部分となります。

審議会資料の1ページにお戻りください。変更内容の概略ですが、名豊道路は線形の変更、そして、それに伴いまして延長と一部幅員の変更、合わせて構造の変更となります。変更区間の延長は約6,590m、最大振れ幅は約55mとなります。他の2路線は、交差点部において起点の位置の変更を行います。

変更理由につきましては、資料2ページをご覧ください。

「1. 変更概要」から申し上げます。表をご覧ください。まず名豊道路については、左から2列目、変更内容については先ほどご説明しましたとおりで、順に第1種第3級の道路規格、4車線、そして右から2列目のとおり設計速度は80kmとなっております。その他、幅員と、構造形式の変更の内容と延長で、変更前後対照にて記載しております。他の2路線につきましても、表下段にて同様に記載しておりますので合わせてご覧ください。

次に「2. 将来の都市像における位置づけ」につきましては、上位計画となります愛知県の東三河都市計画区域マスタープラン、豊川市の第5次豊川市総合計画及び都市計画マスタープランにおける名豊道路の位置づけを示しております。名豊道路は広域的な道路網の機能強化に資する地域高規格道路であり、各種上位計画においてそれぞれ整備を推進するものと位置づけられています。

1ページめくっていただき、3ページの「3. 都市計画決定(変更)の必要性及び理由」についてご説明いたします。

変更理由ですが、今回の変更対象区間は、山間地域に計画されており、トンネルや橋梁、長大法面などの構造を要する道路となります。今回、実際の事業実施に先立ち、こうした構造物の必要性やその影響を含めて、詳細測量、地質調査等の現地調査により検討を進め、作業の中で明らかになりました具体的な補償物件の状況や詳細な地形、地質等の把握を行いました。また、当初決定時以降の土地利用状況の変化や、これまでの地域住民の皆様との調整内容を踏まえ、経済性、効率性、合理性、社会性などに配慮し、変更後の線形及び構造とするものであります。

別添A3資料1をご覧ください。1ページめくっていただき、2ページから5ページが計画図になっております。図面の位置関係は、ページをおめくりいただくに従って、蒲郡市側から豊橋市側へと西から東に移動をしております。これらの図面は変更前後の対照図となっておりまして、右下の凡例のとおり、黄色の線が変更前、現在の決定線となり、赤色の線が変更後、今回の変更案となる決定線となります。また、3ページをご覧ください。左側に一箇所のみ緑色でお示しした箇所があります。こちらは第3号議案の大塚金野線の起点であり、市決定路線となります。

それでは、具体的に代表的な変更箇所の説明をいたします。

引き続き別添資料1、3ページをご覧ください。図面左側になりますが、御津町金野地区、仮称金野インターチェンジ付近の変更についてご説明いたします。

こちらにつきましては、長大法面等が多く発生する箇所となっております。これらの構造物の必要性を踏まえて、周囲の地形の状況、土地利用状況等に対応し、影響を低減するため、道路の線形を変更するものです。構造につきましては、当初決定の地表式から変更はございません。

また、仮称金野インターチェンジ交差点部分が本日の第2号議案、第3号議案となる金野御油線、大塚金野線の変更箇所となります。少々小さな表示となっておりますが、赤い矢印が金野御油線、緑の矢印が大塚金野線の起点となっております。2路線とも名豊道路に接続する路線となっております。名豊道路が線形の変更を行うため、それに伴いまして交差点の位置が移動し、各路線の起点が変更となるものです。

続きまして、1枚おめくりください。4ページは御津町豊沢地区と広石地区となりまして、ちょうど御津高校のあたりになります。こちらにつきましては、当初決定時は地表式、つまり切土と盛土による道路の構造で決定をしておりましたが、周辺の地形、土地利用状況や地質調査に基づく地下水位等を確認した結果、その影響として地下水位が高く、切土施工時に必要となる長大法面の安定性確保が難しいことを考慮しまして、地下式のトンネルに構造変更をするものとなります。その他、構造変更の影響範囲において線形を変更しております。

続きまして、もう1枚めくっていただき、5ページをご覧ください。右側ですが、こちらにつきましては豊川為当インターチェンジの詳細設計の結果等により細部の線形

を変更し、若干の変更をしております。ただ、構造につきましては、当初決定の嵩上式、これは、高架による施工を言いますが、こちらの変更はございません。

以上が、代表的な変更箇所の説明となります。

審議会資料3ページにお戻りください。続きまして「4. 都市計画変更の考え方」についてご説明いたします。

将来交通量及び車線数については、対象区間の平成42年における将来交通量は、1日当たり約42,300台/日と推計しています。また、道路区分は第1種第3級、設計速度80km/h、4車線の道路構造としています。

幅員につきましては、審議会資料3ページから5ページに記載のとおり、地表部、トンネル構造の地下式部、そして高架であります橋梁式部、それぞれにおいて必要な車線幅員、中央帯、路肩を確保しています。線形と区域におきましても、道路構造令に定める基準に適合した安全性に配慮した計画としています。

以上が今回の都市計画変更の概要となります。

審議会資料9ページをご覧ください。最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

5月12日及び13日に当該変更に係る説明会を2か所で実施し、参加者は合計81名でした。説明会の中では整備後の環境への影響、対策工事等に関する質問があり、名四国道事務所より調査結果や対策の方向性について説明をさせていただいた上で、ご理解をいただいております。

その後、第1号議案の名豊道路、第2号議案の金野御油線については、愛知県決定となるため、市から愛知県への案の申し出を行い、県から市への意見照会を経て、11月7日から21日までの2週間において、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を実施しました。第3号議案の大塚金野線については、市決定であるため、説明会の後に愛知県に対し事前協議を実施し、同期間に縦覧を行っております。縦覧期間中における縦覧者数は1名で、意見書の提出はございませんでした。

第1号議案及び第2号議案については、本日の審議会での結果を踏まえ、愛知県からの意見照会に対する回答を行う予定です。

その後、愛知県都市計画審議会にて審議がされ、告示は3月下旬を予定しています。市決定である第3号議案につきましては、本日の審議会結果を踏まえ、知事に対し協議を行い、第1号議案、第2号議案と同日の告示を行う予定であります。

以上で第1号議案から第3号議案の説明を終わります。よろしくお願いたします。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、第1号議案から第3号議案について、ご意見、ご

質問はありませんか。

(会長)

やや技術的な側面があり実際に地質調査等をした結果、事業を進めるにあたって、より合理的といえますか、車の走行の安全性等も考慮した結果としてさらに地元、地域の社会的な意味合いも含めて、より合理的な位置に変更する。線形の変更と構造の変更ということです。ご質問でもございませんか。どうぞ。

(B委員)

御津高校の付近の道路を地下式にする、地下水の通路をよけてその下を通る地下式にするご説明でよろしかったですか。

もちろん学校の付近ですので地下式にするのは環境的にもいいことだと思いますが、素人考えで地下水がトンネルのまわりを覆うような気がするのですがトンネルの下の地盤がぜい弱になる心配はないのですか。トンネルが長い期間、水で洗われて地下に下がってしまうことのような。

(名四国道事務所 事業対策官)

岩盤になっておりますので基本的には、ぜい弱になるということはないですが、地下水がどこを流れているかはわからない状態であります。切土ですとそこを完全に分断してしまう状況となりますので、今回トンネルという形で地下式にしまして水みちをなるべく確保するという形で施工をするという状況です。

地質を調べていくなかで地表部分には非常に悪い土があるということで、切土をするとな大な対策が必要になるということで工法等比較してトンネルにさせていただいたという状況です。

(会長)

ご意見もないようですので、採決にうつりたいと思います。冒頭で申し上げましたとおり、採決は各議案、個別に行います。

それでは、第1号議案「東三河都市計画道路(1・4・1号名豊道路)の変更について」、県の案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第1号議案については「異議なし」とします。

続いて、第2号議案「東三河都市計画道路(3・5・13号金野御油線)の変更につ

いて」、県の案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第2号議案については「異議なし」とします。
続いて、第3号議案「東三河都市計画道路(3・6・407号大塚金野線)の変更について」、案のとおり「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第3号議案についても「異議なし」とします。

7 第4号議案「東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更について」

(会長)

それでは、次の議題に進行します。

第4号議案「東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更について」、事務局から議案説明をお願いします。

第4号議案説明

(事務局：都市計画課長)

それでは、第4号議案、東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更について、説明させていただきます。審議会資料の10ページをご覧ください。変更する都市計画の概要ですが、種類及び名称は、東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)、第21号豊川市緑のリサイクルセンターとなります。

決定権者は豊川市であります。

位置は豊川市長草町美佐々木及び川向地内、面積は約1.5haとなります。対象箇所的位置をご説明いたしますので、A3の別添資料2、1ページ目をご覧ください。計画地は、図面中央を東西に走ります青線の東名高速道路の北側、本市のほぼ中央に位置する市街化調整区域であります。計画地の周辺、西側にはごみ焼却施設である清掃工場や埋め立て最終処分場等、既設のごみ処理施設が点在し、住環境に配慮した位置としています。

位置の選定につきましては、配慮すべき基準となる愛知県建築基準法第51条ただし書き許可基準に基づき、計画地を選定しております。図面下に当該基準を記載してお

りますが、位置の基準となる既存集落及び住居系用途地域から100m以上離れていることと定義されております。こちらにつきましては、凡例にありますとおり、図上の緑色の点線がそれぞれの100mの範囲でありまして、当該基準を満たす位置として選定をしております。また、100mの範囲に学校、老人ホーム等の建築物はございません。

次に道路の基準ですが、搬出入口は道路幅員9m以上とすることとなっており、区域内を横断する市道木戸長草線は幅員9mとなっております。なお、当該路線は現在、拡幅工事を実施中であり、今月末に完了予定となる見込みです。以上により、搬出入車両の通行には利便性の高い場所に位置し、また搬入道路と相当の区間にわたって重複した通学路はございません。

続きまして、変更理由をご説明いたします。審議会資料の11ページにお戻りください。

「1. 変更概要」から申し上げます。

効率的なごみの減量化、リサイクルの推進及び既存ごみ処理施設の延命化を図り、良好な都市環境を確保するため、新たに豊川市緑のリサイクルセンターを都市計画決定するものです。

「2. 都市の将来像における位置づけ」につきましては、豊川市の上位計画となる第5次豊川市総合計画及び都市計画マスタープラン、さらに関連計画として、豊川市一般廃棄物処理基本計画、ならびに豊川市循環型社会形成推進地域計画における豊川市緑のリサイクルセンターの位置づけを示しております。豊川市緑のリサイクルセンターは、既存施設の延命化及び、効率的なごみの減量化やリサイクルを推進するものと位置づけられています。

続きまして「3. 都市計画変更の必要性及び理由」についてご説明いたします。資料12ページをご覧ください。

本市は、平成18年から平成22年にかけて3度の合併を行いましたが、合併以前に1市4町が別々に行っていた不燃ごみ及び資源の処理について、現在も完全には集約ができておらず、低効率、高コストの解消が課題として挙げられます。また、焼却施設については、東三河ごみ焼却広域化計画に基づく施設更新に対応するため、既存の焼却施設の延命化措置が必要な状況となっております。

以上により、豊川市緑のリサイクルセンターを資源の効率化、リサイクルの推進及び既存焼却施設の延命化を図り、安定的かつ効率的にごみを処理するために必要不可欠な公共性の高い都市施設として都市計画変更するものであります。

続きまして「4. 都市計画変更の考え方」についてご説明いたします。

(1) 位置・区域の妥当性及び(2) 周辺の土地利用状況につきましては、先ほど別添資料2で説明させていただいたとおりです。

次に(3)計画地の規模ですが、別添資料2の豊川市緑のリサイクルセンターの施設概要(案)をご覧ください。

面積約1.5haのうち、施設計画としましては、2ごみ処理場の概要にありますように、刈り草・剪定枝破碎堆肥化施設、不燃ごみ選別施設及び資源選別施設、紙・布類ストックヤード、剪定枝チップ貯留場等の土地利用を予定しております。これら施設は、効率的なリサイクルの推進を図るため必要とする施設規模を、近年の処理実績から年間処理量を算出した処理能力を確保する施設計画としています。

右側、3施設の配置及び緑地の配置計画については、周辺環境に与える影響を低減するよう緑地率は20%以上を確保し、さらに搬出入車両による周辺道路への影響に配慮し、構内道路を適切に配置します。

なお、こちらの施設概要(案)につきましては、現時点の基本構想でありまして、詳細設計等により軽微な変更をすることがあります。

以上が今回の都市計画変更の概要となります。

審議会資料にお戻りいただき、15ページをご覧ください。最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

8月6日に当該変更に係る説明会を長草公会堂にて実施し、参加者は10名でした。説明会の中では公害対策(悪臭、排水、騒音、大気汚染)と、交通安全対策に関する質問があり、これら対策について説明をさせていただいた上で、ご理解をいただいております。

この後、愛知県に対し事前協議を実施し、11月7日から2週間、変更案の縦覧を行っております。縦覧期間中における縦覧者数は1名で、意見書の提出はありませんでした。今後の予定ですが、本審議会の結果を踏まえ、知事に対し協議を行い、平成27年1月下旬に告示を行う予定であります。

以上で第4号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第4号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、第4号議案について、ご意見、ご質問はありますか。

(C委員)

この処理場にはかなり大量の可燃物が保管されると思いますが、もし火災でも起ると大変なことになると思います。その為の対策をお聞かせいただきたいです。

(清掃事業課長)

確かに年間約4,000tの草や木を集めて破碎、保管をする施設でございます。当然、消防法に基づいて火災予防関連の施設は整備する予定でございます。また、常に破碎を行った後に発酵させる為に濡らした状態を保ちますので、燃えやすい状況での保管はわずかであり、十分対処できると考えております。

(B委員)

布類のリサイクルもこの処理場で行うということで、今までは実際に着られるようなものしか豊川市ではリサイクルの対象になっていなかったと思いますが、そこは変更等無いですか。

(清掃事業課長)

今資源化しているものの内容を変更することはありません。昔は端切れ等でも十分再資源化ができたのですが、今は古着で着られるものを海外に送って再利用していただいているのが実状になります。実際に着られるものを一時的にこちらに保管する施設でございますので、今までに市民の方をお願いしているごみの分別方法には変わりはありません。

(会長)

延命化措置が必要になってくるという所で将来、東三河の広域化計画に基づいて施設更新を行っていくという将来的な構想があった上で、今回延命化措置を行うために必要だという所を、もう少し具体的な説明があったほうがわかりやすいかなと思ったのですが。

(清掃事業課長)

国及び県の考え方で、地域に焼却施設を大きいものをひとつ構えなさい、要は小さいものを複数ではなく集約して効率的な処理、エネルギーの有効利用を図りなさいということで、愛知県のごみ焼却施設の広域化計画が上位計画でございます。それに基づきましてこのあたりですと、東三河は愛知の選挙区でいうと14区、豊川市、蒲郡市、新城市それから北設地区これだけのエリアがひとつのグループになりまして、現在それぞれ施設をもっていて4つございますが、次の更新から順々に最終的にはひとつの施設にまとめていきなさいよ、というそういう指示を受けています。それに基づきまして、私ども関係する自治体が集まりまして、次の施設更新に向けてどうやっていくかと協議を重ねている段階でございます。今豊川市が置かれている状況としましては、平成4年にできた焼却施設と平成15年にできた焼却施設の2系列でやっています。まず、豊川市と蒲郡市が一緒になって、北設新城でもひとつ。蒲郡市、豊川市(平成4年稼働の焼却施設)でひとつにまず移行して、その後最終的に平成15年稼働の焼却施設

も含めて、ひとつにすると考えています。蒲郡市は平成9年に焼却施設ができており、蒲郡市と豊川市の平成4年にできた焼却施設を一緒に更新しようと考えています。ただそうするとまだ蒲郡市の焼却施設が新しいものですから、蒲郡市の耐用年数を超えるまで豊川市は古い焼却施設で頑張らなければならないというので、ごみを減らして延命化を図らなければなりません。今、年間で約5万8千tのごみを燃やしております。今回4,000tほど資源化にまわすということで7%ほど焼却量を削減することができます。当然焼却量が減れば延命化が図れるということも考えていまして、それで今回この施設延命化の為にも是非やりたいと考えている状況でございます。

(会長)

場所については、先ほど説明がありましたように、例えば既存の集落から100m以上、あるいは住宅から100m以上、あるいはその周辺に公共施設があるかないかという観点から調整区域の中で問題はないだろうということですね。あともうひとつはアクセス道路ですね。道路の基準という所で幅員9m以上の道路に搬出入口が接しているという事で、別添資料の2にあるように市道木戸長草線がこの敷地の中を通っているということで現在の豊川市の清掃工場と、この図にあるようなルートで搬出入を行っていくという話ですね。そういう意味では市街地の中を通るという事ではないし、環境的にも特に問題はないだろうと個人的には思っています。

(会長)

ほかにご意見もないようですので、採決にうつりたいと思います。第4号議案「東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更について」、この案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第4号議案については「異議なし」とします。
これで本日の議案審議を終了しました。その他事務局から連絡がありますか。

8 連絡事項

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局から連絡いたします。今年度の次回審議会の予定でございますが、議題として「西原足山田地区計画の変更」、「豊川市用途地域の運用方針の策定」等を予定しております。開催日は年明け2月13日(金)を予定しておりますが、会議のご案内につきましては、準備が出来次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたしま

す。

以上でございます。

9 閉会

(会長)

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。

午前10時00分閉会